

別表 2

補助対象経費

1 事業拠点費

(1) 設備費

事業の拠点となる建物（事務所、店舗、工場、倉庫など）に係る次の費用

- ・ 内壁のクロス張り替え・塗装、間仕切りなどの造作工事、外壁の塗装などの内外装工事
- ・ 屋内の電源・照明用の配線工事
- ・ 換気や冷暖房用の空調設備工事
- ・ 上下水道・給排水工事
- ・ 衛生設備工事
- ・ 自動ドア設置工事
- ・ 看板設置工事
- ・ 建物の賃借料

【対象外経費】

- ・ 不動産の取得に係る全経費
- ・ 補助対象期間外の建物の賃借料
- ・ 住居兼店舗における住居部分の賃貸料
- ・ 建物の賃貸契約に係る敷金、礼金、仲介料、保証金及びこれらに準ずるもの
- ・ ビルテナントにおける共益費及び共同駐車場料金
- ・ 中古品の購入（古物商から購入する場合は対象とする）

(2) 機械器具費

起業に必要な工具器具備品、車両運搬具、機械装置など次の購入費及びリース料

① 工具器具備品

ドリル、電動ノコギリなどの工作工具、ショーケース、レジスター、机・椅子・応接セット、コピー機、FAX、音響装置、パソコン（ソフト含む）などの備品類

② 車両運搬具

乗用車、貨物自動車、二輪車、フォークリフト及びクレーン車などの陸上運搬車両

③ 機械装置

- ・ NC旋盤、放電加工機、オートクレーブ、射出成型機など、各種製造用機械装置及びその附属設備
- ・ 業務用冷凍・冷蔵庫、アイステーブルなどの厨房機器
- ・ ブルドーザー、パワーショベルなどの重機

※リース料は、交付決定日以後に発生し、支払いを完了した分が対象

【対象外経費】

- ・ 中古機器の購入（古物商から購入する場合は対象とする）

- ・営業車として通常用いられる最も経済的な価格帯でない車両
- ・営業車両用として通常必要とは考えられないもの（高価なカーステレオやカーナビゲーション、アルミホイールなどの装備品並びにサンルーフなどのオプション仕様）
- ・車両購入に際し、既存の自家用車を下取りに出す場合

### (3) 構築物費

土地の上に固定した建物以外の土木設備又は工作物である次のものを対象とする。

- ・広告塔
- ・舗装工事（アスファルト、コンクリート等）
- ・塀
- ・キャノピー（建物に接続していないもの）
- ・タンク等

## 2 人材育成費

従業員の教育に係る研修等、次の費用

- ・研修に係る講師謝礼、講師旅費
- ・講習会等の受講料、テキスト代

※コンサルティング会社に研修を委託する場合は、その委託契約期間が補助対象期間内に完了するものであること。

※社内で職員研修を行う場合、具体的な研修内容、受講者数、時間単価、スケジュールを記載した契約書等を作成し、研修終了後は実施機関（契約の相手先）から完了報告書を徴取すること。また、研修期間中における受講状況等の写真を撮影しておくこと。

※社外の研修に参加させる場合は、受講の案内、申込書の写し、受講者の報告書、研修に使用したテキスト等の資料を整備保管すること。

### 【対象外経費】

- ・研修旅費における飲食代、土産代

## 3 広告宣伝費

広告宣伝に要する次の費用

- ・ホームページ作成、新聞・雑誌への広告掲載、テレビ・ラジオCM、チラシ・パンフレット作成配布、プレゼンテーション用ビデオ・CD・DVD作成、DM印刷・発送料、展示会出展費用、クラウドファンディングに係る費用、SNS広告費、企業ロゴタイプ作成費用、商品パッケージ作成費用

※展示会出展費用は、参加費、ブース料、ブース設定工事費（電気、給排水、造作工事等）、展示期間中のアルバイト代（展示会場で直接従事する者に限る）、ブースにかかる水道光熱費、会場までの旅費、資材の運送費、撤去費、試供品、見本品などの制作費などが対象となる。

**【対象外経費】**

- ・切手の購入を目的にする費用

4 人件費

雇用保険に加入している者への給与・各種手当の基本支給額で、交付決定日以後に発生するもので、補助対象期間内に支払いが完了したものの。

**【対象外経費】**

- ・事業主及び家族専従者の給与
- ・雇用保険に加入していない従業員
- ・共同経営者
- ・出資者
- ・法人の場合、役員報酬

5 旅費

起業予定地の調査や、営業活動等に要する費用

- ・航空機及び鉄道等の交通費
- ・宿泊料は、宿泊の費用に限り、上限額は北秋田市旅費規程宿泊費基準額とする。

**【対象外経費】**

- ・タクシー代
- ・レンタカー代
- ・ガソリン代
- ・高速道路通行料金
- ・鉄道のグリーン車利用料金
- ・航空機のプレミアムシート
- ・その他公共交通機関以外の旅費
- ・飲食代

上記1から5に掲げる経費以外の経費は原則補助対象外とする。

**【対象外経費】※参考**

- ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料等）、光熱水費
- ・QUOカード、商品券等の金券
- ・事務用品、衣類等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・団体等の会費
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待等の費用
- ・自動車等車両の修理費用、車検費用

- ・機械器具類の修理費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・振込手数料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金 など